

令和5年度

第1回 国民健康保険運営協議会 会議録

日時 : 令和5年9月27日(水) 午後2時00分

場所 : 交野市役所 本館3階 第二委員会室

## 令和5年度 第1回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和5年9月27日（水）午後2時00分

2. 閉会 令和5年9月27日（水）午後2時50分

3. 出席委員 会長 前波 艶子  
副会長 青山 雅宏  
委員 岡本 満子  
委員 河辻 和文  
委員 小菓 裕成  
委員 古賀 よし枝  
委員 佐寫 英則  
委員 新庄 士郎  
委員 長井 輝臣  
委員 羽尻 昌功  
委員 波戸 良光  
委員 山口 由美子

4. 事務局 市長 山本 景（挨拶のみ）  
市民部長 小川 暢子  
市民部次長 菅 和美  
医療保険課長 村上 務  
医療保険課長代理 村田 奈美・久保田 佳代

5. 議事案件 ・報告  
令和4年度国民健康保険特別会計決算案について  
国民健康保険の産前産後期間保険料の免除について  
令和4年度特定健康診査・特定保健指導等の取組について  
・その他  
交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の策定について  
次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）概要について

6. 議事内容

会 長： 本日は、令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を召集いたしましたところ、公私なにかと、ご多忙中にもかかわらず、ご参集賜りまして、誠に有難うございます。  
初めに、本日は傍聴を希望されている方はおられないということですので、これより、

令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず、はじめに理事者側を代表し、山本市長よりご挨拶をいただきます。

市長： 皆さん、改めましてこんにちは。交野市長の山本でございます。もうすでに9月の末日の近い時期ではありますが、かなり暑い日が続いております。日中暑い中にもかかわらずお越しくださしまして深く感謝を申し上げます。本日の国民健康保険の運営協議会につきましては、報告の事案といたしましては主に昨年度の国保の決算に関わることがございます。そしてまた、今後のところに関しましてはやはり一番の懸案、大きなところといたしましては、いよいよ大阪府におけます国保料の府下統一保険料のスタートが始まるというところかと思っております。これまで市長会におきまして、たびたび懸案となっておりました。当初は市、各市が持っている基金につきまして、一定府が没収・徴収という話もございます。その中で市によって、本市みたいに一定基金を持っている市もあれば、なかには基金をほとんど持っていない市があり、どうなるのかという話もございましたが、先日行われました市長会にて報告がございました。府に対しましては一部徴収されるものの、交野市の基金そのものを没収とか徴収はしない一定の方向性が示されました。ただし、徴収額があまりにも少ない一方で結果として、統一保険料となった際に今の保険料の水準と比べると今後どれくらい上がってくるのかというところは、やはり気になるところだと考えている次第でございます。

なお現時点におきまして、統一保険料がいくらになるのかといったところまでは示されていないところでございます。ただ市民の皆様にとりまして特に高齢の方にとりまして、国保料の水準がどうなるのかというのは極めて大きな課題であると考えております。本市におきましては、国保料もさることながら介護保険のところもございまして、国保は統一されたとしても、また介護保険については別途残ります、介護保険も含めた保険料の水準についてはやはり検討する必要があります。また基金については今後も残る今のところ残る見込みでございます、残った基金についても当然のことながら市民のこれまで市民の皆様が納めてくださいました保険料により積み立てられておることから、やはり市民の皆様のために利用すべきだと思っております。

本年度につきまして、交野市におきましてはすでにワンコインがん検診ということで、市全体といたしまして市民の皆様健康の促進に資する事業を実施しており、国保加入者にいたりましては無料という対応をとっておりますが、今後も一定その事業につきましては継続していきたいと思っております。何より、今後の国保の全体を市としてどうしていくのかを決めるというのは極めて大事だと思っております。出来ましたら本日お集まりの委員の皆様方からの様々なご意見を踏まえて、今後の交野市の国保の運営を決めていきたいと思っておりますので引き続きまして、ご協力賜れましたらと思っている次第でございます。何よりもお集まりくださいました皆様へ感謝を申し上げまして、冒頭におきますご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

課長： なお、市長はこのあと、他の公務がございまして、これをもちまして退席とさせていただきます。

—（市長退席）—

会 長： それでは、改めまして、ただいまから令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

それでは委員の出席状況を事務局から報告お願いいたします。

久 保 田： 本日の出席状況を報告いたします。

課長代理 1名の欠席及び1名遅れて参加の連絡がございました。現在委員定数13名中11名の出席でございます。

これは、本運営協議会規則第7条により、本運営協議会は成立しております。

以上で報告を終わります。

会 長： 続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第13条により、議長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。

被保険者を代表する岡本委員、保険医・保険薬剤師を代表する波戸委員を指名いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介をお願いいたします。

部 長： 本日はどうもありがとうございます。市民部長の小川でございます。

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局紹介）

会 長： それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず、報告案件1点目「令和4年度国民健康保険特別会計決算案について」事務局より報告願います。

久 保 田： 着座にて失礼いたします。

課長代理 ではまず、資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております、「次第」と事前にお配りしております、「令和5年度第1回交野市国民健康保険運営協議会資料」及び「資料1」「資料1-2」につきましては、本日配布しております資料の差替えをお願いしたいと思っております。なお、「資料1」につきましては、3ページ「資料1-2」については、8ページとなっております。また、3ページにつきましては、差替え前の資料で「主な決算内容」として記載していた内容を、詳細に追加した形となっております。当日の差し替えになってしまい申し訳ございません。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、「令和4年度国民健康保険特別会計の決算案について」ご報告いたします。

1ページをご覧ください。

決算状況の前に被保険者数等の動向として、人口減少・少子高齢化の影響により、被保険者数全体として減少傾向にある中で、令和4年度以降は団塊の世代が75歳を迎え、後

期高齢者医療保険へ移行となることに加え、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大により減少が加速しています。「被保険者数減少内訳」の表に3年間分の減少人数を記載しております。

「被保険者数等について」の表をご覧ください。

今年の3月末時点の被保険者数は13,246人で、世帯数は8,795世帯でございました。介護第2被保険者数は40歳以上65歳未満の被保険者数で、被保険者数内数でございます。

昨年度末と比べまして被保険者数は703人、世帯数は318世帯減少しております。

それでは令和4年度の決算について3ページをご覧ください。一番上の保険料でございしますが、予算計上時より6千471万2千円減少しております。これは、令和3年度コロナ禍による所得減少及び被保険者数の減少、保険料の減免件数の増加により保険料総額の減少によるものでございます。保険料の減免件数については、2ページの1-3「令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について」でご説明させていただきます。

収納率としましては、現年度分が96.40%、滞納繰越分が34.15%でございました。

次に府支出金でございしますが、療養の給付費・療養費、特定健康診査、保健事業等について、大阪府より給付される「普通交付金」と、本市の国民健康保険に対する取組を評価され、交付金として交付される保険者努力支援分等の「特別交付金」がございします。

また、大阪府が地方単独事業として実施している、医療費助成の療養の給付費に係る「地方単独事業助成補助金」も含まれます。

2億2千368万1千円の減少理由としては、自然増の診療費の増加等を見込んで予算計上しましたが、全体の保険給付費が予算を下回ったため、保険給付費に対する交付金も減少となっております。

次に繰入金でございしますが、一般会計からの繰入と基金の取り崩しによる繰入がございします。

まず、一般会計からの繰入でございしますが、保険料の負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資するために、国や大阪府から一般会計に交付される、「保険基盤安定制度分」「職員の給与費等」その他、国保が負担した出産育児一時金の3分の2を繰り入れることとされている、「出産育児一時金」等がございします。

財政調整基金繰入金は、保険料収入の減少分について、基金の取り崩しを行うものでございします。今年度は、大阪府の統一基準に含まれていない低所得者に関する保険料の減免として411万6千円、保険料抑制のために5千441万4千円繰り入れを行っております。

次に、繰越金でございしますが、前年度までの黒字の持越し分として1億8千87万1千473円ございします。この繰越金のうち9千百万円を基金に積み上げるため、予算の補正を行いました。

以上による歳入合計としまして、76億4千639万6千円が歳入でございします。

予算額に対する執行率は、97.1%でございました。

次に、歳出でございます。総務費の内訳でございますが、職員給料や職員手当などの人件費、印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費、被保険者証等の印刷・封入封緘業務委託などの支出や基金への積立てを行っております。

また、徴収費ですが、こちらは賦課徴収費、保険料収納に関する費用でございます。督促状や納付書等の郵送料としての役務費やコンビニエンスストアでの保険料収納のための委託料の支出がございます。

当協議会費につきましても、総務費で支出を行っております。

次に、保険給付費でございますが、通常病院にかかる療養給付費や、はり・きゅう・あんま・マッサージにかかる療養費、また、高額な医療費にかかる高額療養費が大半を占めているところでございます。医療費につきましては、下表※1「一人当たりの費用額」を示させていただいております。前年度415,197円が425,545円と10,348円増加しておりますが、増加の理由としてコロナ禍の診療控えからの回復が考えられます。この保険給付費につきましては、大半が先ほどの歳入でありました、大阪府支出金によって賄われます。

次に、国民健康保険事業費納付金でございますが、国民健康保険の広域化による、大阪府に納める納付金でございます。この納付金は、被保険者から収納しました保険料や、納付の対象となる一般会計からの繰入の費用を大阪府に納付するもので、大阪府下、市町村ごとに定められており、この費用によって大阪府の国民健康保険が運営されております。

次の保健事業費でございますが、取組については、報告案件3で報告いたしますが、支出額は7千764万3千円となっております。

最後に、諸支出金でございますが、令和2年及び令和3年度に交付された補助金等を精算し、返納が必要となる国庫や府支出金について、予備費を充当して支出しました。

以上、歳出合計としまして、75億3千517万8千円が歳出でございます。

予算額に対する執行率は、95.7%でございました。

よって、歳入歳出、差引きしまして、1億1千121万8千円の黒字となり令和5年度に繰り越しを行うものでございます。

以上、簡単ではございますが令和4年度の決算見込みについての報告を終わります。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問ございませんでしょうか。

新庄委員： よろしいですか、滞納繰越分が約4億3千万入ったということですが、収納率が35%ということは調定額が1億あまりになっていきますね、その入っていない分は徴収できないのか、徴収できなかった理由等あったら教えていただきたいと思います。

村上課長： 徴収できないというか、それがすべてなくなったわけではなく、分納で正規の納期限ではなく、今後1年間かけてお支払いいただく分や、過去からずっと残っている分というのもございますので、まだ残ってはいるのですが徴収できたのがこれだけで、それ以外は回収できないというわけではございません。継続して今後も支払っていただくものになりま

す。ただし、その方の収入状況の変更ですとか支払い能力の有無等を確認してどうしてもお支払いできない状況であると判断すれば、それは不能欠損として落とすという場合もございます。また、資産等があるにも関わらずなかなかお支払いがされない、こんな言い方は悪いですが、悪質な方に対しましては財産調査等さしていただいて差し押さえという処分をさしていただいております。

新庄委員： 5年接触していなかったら負の決算で落としてしまうというようなことになっていたと思いますが、5年時効というのはまだいきていますか。

村上課長： 保険料は2年です。

新庄委員： 2年ですか。

村上課長： ただ、その分納を更新することや、督促をすることでその時効は延長することができます、何もしませんが2年で消滅してしまいますけども、そうならないように対応はさせていただきます。

新庄委員： そうですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

会 長： 他にございませんか。

久保田： 資料2ページのコロナに関しての説明をさせていただきます。

課長代理 2ページの令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による医療保険課の取組について」報告させていただきます。

前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対し、減免を実施しております。

具体的な減免件数・減免額ですが、令和3年度分は158件、31,271,000円ございました、金額は記載しておりませんが、令和4年度分は40件で7,917,200円ございました。

その他の保険料減免制度についても、主な要件ごとに件数のみ記載させていただいておりますが、令和4年度の減少については令和3年度に該当した世帯が、2年連続コロナ減免に該当することは難しいと考えておりました。

令和4年度は所得減少に該当する傾向にあり、実際に所得減少の件数が増えているという現象になっております。こちらの減免については、令和4年度末をもって廃止しております。

次に、傷病手当金について説明させていただきます。

給与の支払いを受けている対象者（被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者）が、労務に服することができず、給与を受け取ることができなくなった場合に、傷病手当金を支給しており、令和5年5

月7日までに感染した場合に限られております。

令和4年度は周知活動による問い合わせも多く、申請件数の伸びに繋がったと思っております。

参考までに令和5年度につきましては、1件・11,986円の支給を決定しております。

以上が説明となります。

会長：ありがとうございます。このコロナウイルス感染症についてご質問はございませんでしょうか。

それではないようですので、続きまして国民健康保険の産前産後期間保険料の免除について事務局より説明お願いいたします。

久保田：資料の4ページを、ご覧ください。

課長代理 「国民健康保険の産前産後期間保険料の免除について」ご説明させていただきます。

令和6年1月1日から子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間））の均等割保険料及び所得割保険料の免除を行います。

具体的な免除期間は、出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計4か月分の保険料で、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3か月前から6か月間となります。

免除対象となる件数は、出産育児一時金の件数が見込まれるため、令和3年度で32件、令和4年度で40件となっております。

財源としては、国2分の1、大阪府から4分の1、市一般会計から4分の1となっております。

以上を説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

ないようですので、続きまして、「令和4年度特定健康診査・特定保健指導等の取り組みについて」事務局より報告願います。

村田：着座にて失礼いたします。

課長代理 5ページをご覧ください。

令和4年度特定健康診査・特定保健指導等の取り組みについて説明させていただきます。

平成20年度より、医療保険者（国民健康保険・被用者保険）に、内蔵脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられています。

特定健康診査は、内蔵脂肪型肥満に加え、糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、実施しています。

令和4年度の対象者は昭和23年4月1日から昭和58年3月31日生まれの交野市

国民健康保険加入者となっております。健康診査の実施方法としましては、加入者には、4月上旬に受診券と受診方法を記載した健診案内パンフレットを送付しております。受診場所としましては医療機関、市役所・保健センター、地区の3か所から選択することができる状況です。医療機関健診は大阪府医師会と集合契約している大阪府内の約4,500か所の医療機関で、無料で受診が可能となっております。

また、集団健診におきましては、5～9月に市役所健診を12回、10月からは保健センターでの健診を再開しまして、年23回実施しました。地区健診は、私部、星田、倉治の3地区の公民館等にて各1回ずつ実施をしまして、費用は原則集団健診においても無料ですが、希望者の方には500円で心電図検査を実施という体制をとっております。

特定健診受診者の内訳に関して5ページの表に記載している通りとなっております。令和4年度の特定健診受診率は32.9%となっており、令和3年度より増加しておりますが、国や市の目標値には至っておりません。

続きまして、令和4年度の受診率向上に向けた取り組みについてご説明いたします。年度内に40歳になる加入者の方に対して、尿検査キット（テストテープ）を送付し、健診の受診勧奨と合わせて、健康に関する意識づけを行いました。

次に、市内医療機関におきましては、例年実施しておりました特定健診受診勧奨用のポスターに加えて、チラシも作成しまして、受診勧奨等の協力依頼をしております。

また、おおさか健活マイレージ「アスマイル」のインセンティブ制度を活用しまして、令和4年度は、市町村ポイントの導入をしまして、特定健診を受診した方に3,000円相当の電子マネー等の付与を行うことで受診勧奨を行いました。

続きまして、3-2の特定保健指導について説明させていただきます。こちらは内臓脂肪の蓄積に加えて、対象者の持つリスク（血糖・血圧・脂質・喫煙）等のリスクの数に応じて個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、発症予防に努める事業となっております。こちらの対象者は特定健康診査の結果をもとに、このリスク要因に基づいて生活習慣の改善が必要とされるものとしております。

続きまして6ページのほうをご覧ください。この特定保健指導対象者の選定方法としましては、リスク要因に応じて動機付け支援、積極的支援に分類しまして、3か月間の支援を行う形となっております。指導対象者の内訳に関しては6ページの表に記載の通りです。

令和4年度の特定保健指導利用率は65.7%であり、目標値の70%には達成していませんが、令和3年度より増加してきており、目標値に近づきつつある状況となっております。

令和4年度のこの特定保健指導利用率向上に向けた取り組みとしましては、集団健診の場におきまして保健指導対象者に対し、健診受診当日に日常生活の生活改善の目標設定を行い、保健指導を行うことで、その後も継続した保健指導が実施しやすいような体制作りを行い、その後の3か月間の保健指導の利用につなげておりました。

また、人間ドック補助金交付の申請の方に対しましても、申請時の結果を確認させていただいた時点で申請の窓口の時点で保健指導を実施することで、利用率向上に努めました。

さらに、ICT（オンライン型）による保健指導を開始しまして、土日や夜間しか時間のない方でも、スマートフォン等におきまして、保健指導が実施できる体制を確保致しました。

続きまして、人間ドック補助金交付制度ですけれども、特定健診の受診率の向上のために、人間ドックを受けられた方に一部費用補助というような形をとっております。こちらの令和4年度の実績としましては、申請件数が264件、補助額5,235,857円となっており、令和3年度よりも少し増加してきている傾向となっております。また令和4年度からは、脳ドック、頭部CTやMRIの受診者に対する補助も開始しております。

報告としては以上です。

会長： ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。

波戸委員： 特定保健指導の利用率向上のICTによるものですが、実数は何人ぐらい受診してるんでしょうか。

村田： 4年度におきましては、1件のみとなっております。  
課長代理

波戸委員： 費用対効果あまりよくないですね。

村上課長： はい、もう少し周知の方はさせていただきます。

長井委員： 特定検診の関係で1点お聞きしたいのですが、受診率の32.9%あるいは前年の29.1%は、大体、大阪府と同じぐらいだったと記憶しておりますが、これで満足してはいけないので、受診率向上に向けた取り組みは色々していただいていますけれども、この内容が受診勧奨にどの程度反映されているのかがよくわからない。とにかくやりましたということだけではやっぱりいけないと思うので、受診をされた方、また新たに受診をされた方に、どういう動機づけがあって、あるいは受診勧奨があって受けたのかとか、なんらか受診をされた方のお声を聴く、あるいは難しいのですが受診をされない理由とか、毎年もう受けるのが嫌だとか色々なことがあると思うのですね、そのあたりをなんとか少しでも分析できるようなことができたらなと思って、一度考えていただけたらと思います。以上です。

村田： 委託事業において、例年、ハガキでの受診勧奨と携帯電話の登録のある方にはショートメールでの受診勧奨を行っております。

令和5年度に関しては、電話勧奨も追加しており、その際に受診を希望されない方には理由の聞き取りを行う予定にしております。国保加入者全体でいうと割合は少ないですが、把握した未受診理由も含めて、受診勧奨につながる対策を引き続き検討しながら取り組んでまいります。

長井委員： 他の市町村とも意見交換されており、同じようなことだと思いますが、色んな情報収集されながら、被保険者の声を聞きながらやっていかないといけないんじゃないかと思いませんか。引き続きよろしくをお願いします。

村 田： はい。ありがとうございます。  
課長代理

会 長： 他にございませんでしょうか。

羽尻委員： すいません。遅れてきまして先に質問させてもらって申し訳ないです。薬剤師会の羽尻でございます。ICTによる保健指導というのが勉強不足で申し訳ないですが、どのような形で、オンラインで誰か人に対してされるのか、項目によって進んでいって終わるのか、それともう1点、進んでいる都市があるのかどうか教えていただきたい。

村 田： はい。このICTの保健事業は令和4年度から実施しており、指導対象の方にチラシを  
課長代理 お配りし、チラシに記載のあるQRコードを読み込んでいただくことで、面接日を予約します。スマートフォンやタブレットを使用し、電子媒体を用いた面談により、保健指導を行います。基本的には、市役所への来所や電話での指導を行っておりますが、日中時間が取れない方などは、自宅に居ながら、開庁時間以外の夜間や週末にも面談が行えるような体制を取っております。

羽尻委員： 実際に人と人とで面談しているということですね。他にどこかの市で、この事業でうまくいっている市はありますか。

村 田： 他市での成功事例の把握はできておりませんが、令和4年度が初年度だったこともあり、今年度は周知に関して、チラシも3パターン作成し、健診当日配布用、結果送付時配布用、会えない方への送付用を使用しております。基本的に会える方はできるだけ会ってお話させていただく方が色々伝わりやすいと思われませんが、40代50代の世代の方だと就業等により、日中の来所が困難な方もいらっしゃいますので、アプローチのタイミングとして、健診を受けたその日の時点で対面以外にICTでの面談方法があるということの周知に力を入れていこうとしているところでございます。

新庄委員： 先ほどオンラインの事業において、国保の加入者といったらほとんどが自営業か退職された高齢者、私も高齢になりますが、なかなか機械に触ることが非常に難しい、私もスマートフォン持っていますが、メールと電話しか使っておらず、タブレットとかパソコンも持っていますが、なかなか使ったことがないので、難しいのではないかなと私の意見ですけれども思います。

それから私、倉治に住んでますので地区健診は倉治の公民館なんですけれども、私非常に寒がりです。倉治は真冬に実施のため、出来たら気候のいい時期にさせていただけたらと、要望

としてお願いしたいと思います。

会 長： よくなるようお願いしたいと思います。他にご意見ございませんでしょうか。  
ないようですので、その他の案件としまして、事務局より説明をお願いいたします。

村 田： 7ページをご覧ください。

課長代理 4-1 交野市国民健康保険、特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の策定についてでございます。こちらは令和6年度から令和11年度までの6か年計画としまして、第4期特定健康診査等実施計画及び第3期データヘルス計画の策定を進めるため、令和5年度より、計画推進審議会を設置いたしました。こちらの審議会におきまして、被保険者の健康寿命の延伸及び健康の保持増進を図ることを目的に先ほど説明いたしました、特定健診や各種保健事業における課題を分析・審議し、計画の策定を進めてまいります。報告は以上となります。

村上課長： 続きまして4-2、次期大阪府国民健康保険運営方針(素案)概要についてになります。冒頭、市長の挨拶等にもございましたけども、次期大阪府国民健康保険の運営方針が大阪府より示されましたので、その概要をご説明いたします。

資料7ページ及び8ページをご覧くださいませでしょうか。

本方針は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として、めざす方向性を共有するための方針として策定するものでございます。

基本的な考え方としましては、中段にありますように、「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」と、「被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現」を二つの柱として運営の基本としております。

その運営の基本をもとに、「保険財政の安定的運営」、「予防・健康づくり、医療費の適正化」、「事業運営の広域化・効率化」の3つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施し、めざす方向性を実現しようとするものでございます。

次に、3つの施策の主な取り組み内容でございます。8ページの右側でございますとおりですが、令和2年に策定されました前運営方針を踏襲した内容となっておりますので、すでに市町村で取り組んでいる内容がほとんどでございます。

平成30年度より大阪府による広域化が行われておりまして、これまで激変緩和措置の期間が設けられておりましたが、今年度末をもって終了いたしますので、来年度からは保険料率をはじめとする基準が府内完全統一という形になります。

この概要には記載されておりませんが、保険料率以外に府内で統一される基準は7ページに記載されております13項目でございます。

交野市においてはほとんどの項目で、すでに府内統一基準に対応しておりますが、先ほども申しました⑤の保険料率と⑥保険料の減免基準については、市独自の基準を用いておりますので、その項目が変更になります。

保険料率につきましては、これまでの基金を活用した保険料の抑制をしてまいりました

がそれができなくなります。また、100円単位であった保険料が1円単位に変更になります。

減免基準につきましては、生活困窮世帯に適用しておりました「低所得者減免」が廃止されます。

いずれにおきましても、被保険者に影響の大きい項目になりますので、早め早めの周知に努めてまいりたいと思います。

今後、大阪府の運営方針はパブリックコメント等を経て12月に決定、保険料率等は1月に確定すると聞いておりますので、2月の本協議会で改めてご報告いたします。

最後に、資料にはございませんが、前回の本協議会でもご質問にもありました、冒頭、市長の挨拶にもありました、基金の取り扱いについてであります。当初は「大阪府にすべて移行させられてしまうのではないか」というような心配もありましたが、基金については引き続き市町村で保有し、予期せぬ支出増や収入減に備え、国保財政の安定化に活用することと示されております。

当初、市町村からの基金を最大限に活用し、保険料の抑制を検討しておりましたが、各市町村の基金保有額や財政収支状況も様々なことから、公平性の観点も踏まえ、全市町村が負担可能な範囲で共通した額を事業納付金として大阪府に納付することになりそうです。具体的には、被保険者1人当たり680円、交野市の場合ですと被保険者13,000人ですので、1年間で約900万円、それを3年間でかけまして2,700万円を大阪府に納入し、保険料の抑制に活用するということです。交野市の場合は2700万円ですと基金を取り崩さなくても、年々の黒字分でお支払いは可能ということになりますので、またそのあたりは今後財政状況をみながら基金を取り崩すのか、保険料の中で納めていくのかというかたちで検討していきたいと思います。

これらの詳細につきましても、今後、確定しご報告申し上げたいと思っております。以上となります。

会 長： ありがとうございます。事務局よりの説明がありました件について、何かご質問ございませんでしょうか。

波戸委員： 今回の基金の話ですけどね、減免が市独自でできないという話でしたけども、基金が結構自由に使えるのだったら減免に使用するとか考えられないのですか。

村上課長： 基金はあくまでもそういった不測の事態に備えようといったかたちですので、これまでも基金の使い方というのは制限がありまして、今回も同じく基金の使い道ですとか使い方、積み立て方っていうのも限られております。ここも一応、府内で統一した基準ということでそれ以外の事というのはなかなか、保険事業で他市よりもさらに進んだことをやる分についてはいいのですけど、他よりも保険料を下げるとか減免を優遇するとか、そういうことには使えないということなんです。

波戸委員： 独自の減免は一切できないということですね。

村上課長： はい、そういうことになります。

基金についても、当面3年間は被保険者1人あたり680円分を、納付金というかたちで府に納めよとなっていますが、4年目以降については今後検討して、その時の状況によってその基金を取り崩してくれ、また、さらに基金があまっているところから納めてくれてという話もあるかもしれませんが、それは今後また検討ということで、まずは全市町村共通して府に納めましょうというところです。

どうしても基金がないところを基準にしてしまいますので、ちょっと低い抑制額になってしまいましたけども、他の市町村の状況もあるということで保険料の抑制が少なくなってしまうというかたちです。

いくらに保険料がなるかっていうのは、これから試算になりますので、保険料が大幅に上がるかそれほど抑えられるのかっていうのは、今後の大阪府の算出を待つしかないのですけども、それがわかり次第、またご報告のほうをさせていただきたいと思います。

新庄委員： 減免は、出来ないけども助成っていうかたちはどうしても、無理ですか。

村上課長： 内容にはよと思うのですが、人間ドックの助成を充実させるという場合とかは、もしかしらなければいけないかもしれませんが、特別に交野市だけっていうものは基本的には無理だということです。

小菓委員： 基本的なことなのですが、府内で様子見る、統一する、これは他の都道府県ではどうなのですか。

村上課長： 他の都道府県も、大阪府は先駆けてやりましたけども、今後6年間の運営方針のほうを決めておまして、その運営方針で今後6年間かけて統一を目指すというかたちで考えております。

ただ、全国すべてが足並みそろえているわけではなくて、近畿でしたら奈良県とかは進んでいます、各都道府県によってさまざま温度差はあります。国としては全部都道府県化というのを目指しておりますので、6年後には都道府県化になる、目指すという方針が出ておりますので、それに合わせて各都道府県も進んでいくと思っております。

小菓委員： 保険証はどうなるのですか。交国が府国になるのですか。

村上課長： もうすでに保険証等は大阪府の保険証になっております、今は交国と書いておりますけども、それはそのまま残るのではないかと。ただ保険証自体が来年の秋までという形になっておりますので、それも今後、保険証というのではなくて資格がありますよという証明書になりますので、その文言はこれから府の方から示されると思っております。またご報告させていただきます。

長井委員： 確かに財政の安定とか、企業運営の効率化といわれたら、みんなそうですね、やらない

といけませんね、大切ですねとなるのだけでも、実際に被保険者の方々、加入者の方々に何がどう変わるのかと、府の役割あるいは市の役割、このあたりをきちっと明確に広報してあげないと、来年の4月からということも恐らくほとんどの方がご存じないのじゃないかと。関係する方は、当然こういう協議会のメンバーの方はわかると思うのだけでも、そういうこと全部決まってなくとも、徐々に先ほどの基金のこともそうですし、広報してあげないといきなり、「なんですかこれ」ということにもなってしまうので、そのあたりはまたお考えいただけたらと思います。

村上課長： 今年の6月に発送いたしました納付書の中にも、来年度から変わりますというチラシのほうを入れさしております、それはあくまでも被保険者のみですので、今後は市の広報ですとか、ホームページに載せていきまして、随時そういった情報は早め早めに周知していきたいなと思っております。

会長： 一般市民の方で国保加入者でなかったら恐らく認識度はかなり低いかなと思うのですが、ただこんなこと言うたらおかしいですが、あちらこちらで市長の挨拶の中に必ず基金の話が出てくるので、基金がいったいどの程度市民にとっていいのか、どうゆうものに使えるのかというところが恐らくほとんどの方が承知しておられない、「ただそれだけ蓄えあるんやったらなんでもっと市民楽にしてくれへんねん」というような短絡的なご意見の方がたぶん多いので、その辺を今ご説明あったように基金があるからといって交野市民に対してそれが使えるというものでもないし、かろうじて府の方に全部納めないで済むことにはなったけれども、そのへんのところもなかなか文章で説明するのは難しいと思いますが、おいおいやっぱりこうして説明する必要はあるのかなというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

会長： 他にご質問はないでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきたいと思いません。

なお、次回、令和5年度第2回の運営協議会は、令和6年2月8日（木）午後からの開催を予定しております。かなり先の予定となりますので、日にちが近くなりましたら改めてご連絡させていただきます。

本日は貴重なお時間を頂戴し、慎重審議にご協力をいただきまして本運営協議会を円滑に進めることができました。

どうもありがとうございました。

会議録署名

会 長

---

会議録署名委員

委 員

---

委 員

---